

二次的利用等に関する検討事項について

平成 23 年 7 月 14 日

1. 統計法施行状況報告の記載内容及び説明のポイント

- 調査票情報の二次利用（法第 32 条に基づく調査票情報の利用）
- 調査票情報の提供（法第 33 条に基づく調査票情報の利用）
- 委託による統計の作成等の実施（オーダーメイド集計）
- 匿名データの作成、提供

上記の取組について、3. に示した昨年度の検討結果も踏まえ、総務省政策統括官室からまとめて説明。

2. 対象府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

3. 「平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」におけるオーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供についての第 3 WG 検討結果（取り組むべき統計整備の方向性）

(i) 基本計画に掲げられた二次的利用について、引き続き以下の事項を推進する。

- ・各府省は、今後、利用者のニーズを踏まえ、二次的利用の対象となる統計調査について順次拡大していく必要がある。
また、秘密の保護等を確保しつつ、現在、一定期間を置いて作成している匿名データについて、その期間をより短くしたり、過去長期にわたって二次的利用の対象としていく必要がある。
- ・総務省は、国民からの理解が得られる範囲において、二次的利用を一層推進する観点から、二次的利用の利用目的の範囲について検討を行う必要がある。
- ・各府省は、二次的利用に対する制度、手続き、二次的利用可能な統計調査の周知を図る必要がある。また、情報管理について利用者側の意識向上に努める。
- ・各府省は、利用手続きについて、利用者のニーズを把握し改善に努める。

(ii) 各府省は、法第 33 条に基づく調査票情報の利用について、ガイドラインに準拠して適切な運用を確保する必要がある。また、総務省はオンサイト利用についての検討を進める際に法第 33 条に基づく調査票情報の利用の手続の簡素化の検討を行う。